

はじめに

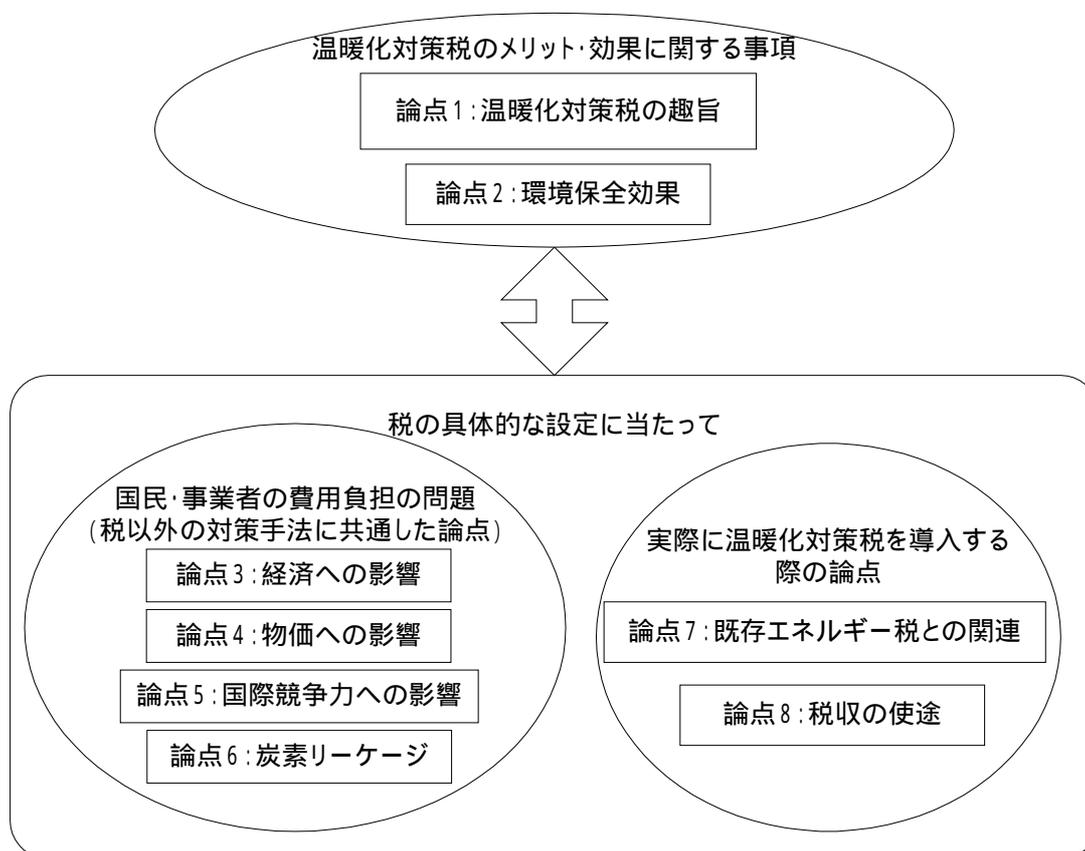
地球温暖化を防止するための気候変動枠組条約に基づき、1997年に京都議定書が採択された。同議定書では、先進国における温室効果ガスの排出量の削減目標を定めており、日本は、2008年から2012年の間に1990年レベル(HFC等3ガスについては1995年)を基準年として比較して温室効果ガス排出量を6%削減することとなっている。

地球温暖化問題は、通常の事業活動、日常生活が大きな原因となっており、また、排出源が極めて多種多様である。このため、対策についても、従来のような事業者・国民の自主的取組の促進や規制的手法のみならず、税や排出量取引といった経済的手法を活用し、組み合わせていくことが注目されている。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスに課税することにより、その排出を抑制する手法は、排出部門を幅広く対象とすることが可能であり、排出量に応じた形で税の負担が行われるという意味での公平性が確保されるという他の手法にない特徴がある。さらに、市場原理が機能することにより、理論的には排出削減費用が最小化されるなどのメリットがある。このため、温暖化対策に適した手法として重要視されている。また、温室効果ガスの排出枠を設定し、事業者間で排出枠の一部を市場で取り引きすることを認める「排出量取引」という手法は、課税手段と同様に市場原理が機能することによる費用最小化のメリットがあるとともに、制度の対象範囲内の排出総量を確実に削減する手法である(キャップ・アンド・トレード方式の場合)。中央環境審議会では、京都議定書の2002年発効を目指した国内制度の検討が行われているが、その中でも、税や排出量取引が重要な検討課題の一つと位置付けられている。

このような経済的手法の活用については、これまでも、環境省(旧環境庁)において、平成6年設置の「環境に係る税・課徴金等の経済的手法活用検討会」や平成10年設置の「環境政策における経済的手法活用検討会」等での検討が行われてきた。さらに、これらの検討を引き継ぎつつ、特に地球温暖化対策のための税(以下「温暖化対策税」という。)の導入に関する様々な論点に着目して、学識経験者、NGO、関係団体等からなるより広い関係者間での議論を行うため、環境省(旧環境庁)は平成12年10月、「地球温暖化防止のための税の在り方検討会」を設置し、検討を行ってきた。本報告書は、その結果を取りまとめたものである。

本報告書では、地球温暖化防止のための税（以下「温暖化対策税」という。）の導入にあたっての論点を以下の8つに集約し、各論点に対する最新の検討状況を解説している。



温暖化対策税のメリット・効果に関する事項は、論点1及び論点2の中で論じた。また、税等の温暖化対策を進めることに伴う国民・事業者の費用負担の問題に関しては、論点3から論点6において論じた。さらに、実際に温暖化対策税を導入する際に考慮すべき事項として、論点7及び論点8を挙げている。これらの論点は、相互に関連しているため、温暖化対策税の具体的な設計に当たっては、これらの論点のすべてに配慮しながら検討を行う必要がある。

なお、ここで注意すべきことは、論点3から論点6の費用負担に関する論点は、温暖化対策税に固有の論点ではなく、直接規制、国内排出量取引制度、さらには、自主的取組による温暖化対策にも共通した論点であるということである。すなわち、税を用いた場合に議論となる経済、物価、国際競争力への影響や炭素リーケージの可能性は、税によって意図している対策と同じレベルの対策を、直接規制、国内排出量取引、あるいは自主的取組によって実施する場合においても、税を用いた場合と同じ性質の議論があるということである。

る。

さらに、論点2から論点6の検討においては、二つの共通前提をおいていることも留意する必要がある。第一に、温暖化対策によって技術革新が誘発される効果、例えば、昭和52年の自動車排ガス規制基準の導入が高効率エンジンの開発を誘発したような効果については、予測の不確かさが大きいために以下の検討において明示的に取り扱っていない。この結果、対策効果を過少に評価したり、経済影響、国際競争力への影響、さらには炭素リーケージを過大に評価している可能性がある。第二に、温暖化対策の効果や悪影響が、市場によりスムーズに調整されることを前提にしている。このことは、市場が適切に機能しなければ温暖化対策の効果が低めに、また経済への悪影響や炭素リーケージが高めにでることもあり得ることを意味する。

また、以上の論点に加え、諸外国における温暖化対策税の導入状況や市民の温暖化対策税についての意識の調査を行いその結果を本報告書の後半に掲載した。

本検討会では、本報告書を広く普及することにより、温暖化対策税に関する環境保全効果や経済影響についての疑問や不安を緩和し、国民・事業者等の理解と協力を得たいと考える。

また、本検討会としては、温暖化対策税についての論点は過去と比べて相当整理されてきており、今後は、本格的に温暖化対策税の具体的な仕組みの検討を進めるべき時期に来ていると考えている。政府の早急な対応を望みたい。